

(ウ) 調査方法

学校を通して、全児童生徒に回答用紙（資料1参照）、保護者向け説明資料等（別紙①）を配付。体罰があった場合のみ回答用紙に体罰のあった日時、態様等を具体的に記載し、直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。平成26年度までは選択式だったが、平成27年度から具体を詳細に記載してもらう形に改めた。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

(単位：件)

校種	平成28年度	平成27年度	平成26年度
小学校	0	3	2
中学校	1	1	0
特別支援学校	0	0	0
合計	1	4	2

イ 児童生徒及び保護者向け調査

校種	平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	回答数(通)	回収率(%)	回答数(通)	回収率(%)	回答数(通)	回収率(%)
小学校	39	0.2	59	0.2	478	2.1
中学校	29	0.3	14	0.1	93	0.9
特別支援学校	1	0.8	1	0.8	4	3.6
合計	69	0.2	74	0.2	575	1.7

(6) 平成28年度児童生徒及び保護者向け調査における回答の種類及び再調査を依頼した数

校種	総数	記載のあったもの		再調査依頼数及び対象者数
		教育委員会に伝えたいこと、保護者の意見等として記載	体罰を「受けた」「見た」と記載	
小学校	39 (59)	26 (46)	20 (13)	9件：9人 (13件：13人)
中学校	29 (14)	15 (8)	26 (6)	9件：9人 (6件：6人)
特別支援学校	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0件：0人 (0件：0人)
合計	69 (74)	42 (55)	47 (19)	18件：18人 (19件：19人)

() 内数字は平成27年度の数

(7) 再調査の依頼から除外した案件

- ア 文部科学省の「体罰について」(資料2参照)に基づいて、体罰とは判断されないもの
 (具体例)：注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかつた場合に引っ張り、ひきずる
 ：言葉の暴力
- イ 事実が特定できないもの
 (具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない
- ウ 調査期間以前の報告

(8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

2 再調査結果について

(1) 教職員向け調査後の対応

(単位：人)

		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	1	0	0	0	0
市による対応	市教育委員会による指導	0	0	0	0	0	0
	校長による継続的な指導	0	0	3	1	2	0
	事実が認められなかったもの	0	0	0	0	0	0
合計		0	1	3	1	2	0

(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての再調査後の対応

(単位：人)

		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	0	0	0	0	0
市に教育委員	市教育委員会による指導	0	1	0	1	0	0
	校長による継続的な指導	9	8	7	3	7	1
	事実が認められなかったもの	0	0	6	2	2	0
合計		9	9	13	6	9	1

3 児童生徒及び保護者からの意見

- (1) 体罰ではないが、子供たちへの言葉の暴力は精神的苦痛を与え、教職員への不信感を抱かせるようになると思います。
- (2) 生活指導研修等で育成された教職員を配置し、教職員個人の自己裁量ではなく教職員間でのユニット制を導入しての生活指導にあたるべきだと思います。

4 考察

これまでの調査と比較して、回答方法を選択式から記述式に変更して2年目になり、より具体的な意見が児童生徒や保護者から寄せられるようになりました。そのため、学校に再調査を依頼するにあたっても状況の確認が容易になり、より詳細な聞き取りが可能になったことから、回答方法の変更は効果的であったと考えます。

しかしながら、「校長による継続的な指導」の件数の推移を見ると、依然として不適切な指導が認められることから、継続して啓発を図る必要があると考えます。今後も各種研修会や担当者会、職員会議等を活用して意識づけを行い、「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。

なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えています。そのため日常的に児童生徒とのコミュニケーションを図り、教職員の児童生徒理解を深めるための校内研修や各種研修を継続して取り組むことが大切だと思います。

5 市教育委員会と学校との連携による取り組み

- (1) 教職員の人権意識の向上を図るため、校内研修において職員が相互に意見交換を行うような主体的に取り組む研修を校長会に依頼して実施
- (2) 各年次経験者研修や各種担当者会、事故防止研修会等において、体罰によらない指導についての講話を実施
- (3) 「藤沢市立学校児童生徒指導の手引き 改訂版」(2014年4月改訂)の配付及び研修会等での活用
- (4) 教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」等の資料を活用し、体罰によらない指導方法の研修の実施
- (5) 中学校体育連盟に対して体罰防止に向けての意識啓発の取り組みを依頼し担当校長による各専門部会に対する講話、外部講師による「褒める指導」に基づくメンタルトレーニングについて研修を実施
- (6) 藤沢市教育文化センターでの土曜研修講座において、部活動顧問の指導上の留意点を学ぶ研修を実施

回答用紙

平成 2 8 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査

藤沢市立 中学校 年 組 生徒名 ()

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰を受けたことがある

(1) 体罰を受けたのはいつ頃ですか 平成 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされましたか		
(7) どこがどのようにいたくなりましたか		

2. 体罰を受けているのを見たことがある

(1) 体罰を受けていたのはいつ頃ですか 平成 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされていまいましたか		
(7) 誰が体罰を受けていまいましたか		

3. 体罰について、教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください

--

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ()

記載事項がない方は、提出の必要はありません

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童をおさえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

※ 児童・生徒から質問された場合には、これをもとに児童・生徒に判断させてください。